

明治末～大正期の小学校における学力調査の研究（1）

－ 実施状況を中心に －

山根 俊喜*

A Study on Academic Achievement Survey in Elementary School in Japan
1905-1926 (1)

YAMANE Toshiki*

地域学論集（鳥取大学地域学部紀要）第7巻 第1号 抜刷

REGIONAL STUDIES (TOTTORI UNIVERSITY JOURNAL OF THE FACULTY OF REGIONAL SCIENCES) Vol.7 / No.1

平成 22 年 6 月 30 日 発行

June 30, 2010

明治末～大正期の小学校における学力調査の研究（1）

－ 実施状況を中心に －

山根 俊喜*

A Study on Academic Achievement Survey in Elementary School in Japan
1905-1926 (1)

YAMANE Toshiki*

キーワード：学力調査，学力，教育評価，競争，義務教育の効果

Key Words : academic achievement survey, academic achievement, educational evaluation, competition, compulsory education effect

序

大学生の「学力低下」問題を皮切りに、2000年前後から日本の子どもたちの学力の水準、格差や構造をめぐって学力論争が展開された。そのさい、教育・教育課程改革の基礎となる、学力の実態を示す実証的データが経年的に蓄積されていないことが問題となった。同時に教育の新自由主義的改革の一環として、各学校への教育資源の配分や学校選択のデータとして学力調査の結果を使用しようとする動向も現れた。これらを背景に、都道府県など自治体レベルの学力調査が広汎に実施されるようになった。また2007年には文部科学省が全国学力調査を開始した。PISA、TIMSSといった国際学力調査の結果に対する関心の高まりを含め、まさに「学力テストの時代」が現出した。

歴史的には、行政など学校外の機関が行う学力調査は、1950年代後半から行われた全国一斉学力調査がよく知られている。また、第二次世界大戦後の「新教育」をめぐる学力低下論争を背景に、久保舜一、日本教育学会、日本教職員組合などが行った学力調査も有名である¹⁾。

しかし、学力調査は戦後に始まったものではない。調査（テスト）技術は未熟ではあるが、戦前にもこれに類する学力調査行われていた。

そのひとつは1900（明治33）年頃から徴兵検査のさいに壮丁を対象に行われていた壮丁教育（学力）調査であり、1937（昭和12）年からは壮丁との比較のため、尋常小学校第4学年～高等小学校第2学年、および青年学校生徒の学力調査も行われている。また、1920年代以降の日本における教育測定運動のなかで、心理学者・教育学者や教師によって行われた学力調査も存在する。

さらに、1905（明治38）年3月、文部省が東京高等師範学校附属小学校および関東近辺の小学校16校において実施した学力調査の結果の公表（「小学校児童学業成績調査」『官報』6644、1905年8月22日）と、この結果に基づく文部省普通学務局長（当時の局長は沢柳政太郎）の地方長官宛通牒「小学校教育ノ内容改善善励方」（已発普233号、1905年9月11日）を皮切りに、これ以降、明治末から大正期にかけて、おもに小学生を対象に、府県、あるいは郡市、町村、学校（群）単位で行わ

* 鳥取大学地域学部地域教育学科

れた学力調査（呼称は地方によって異なる。以下学力調査と記述する）がある。

本研究は、この府県等で行われた学力調査を対象に、その目的と方法及びその機能、すなわち、それがどのような歴史的背景をもって登場し、何のために、子どもの能力や性格のうち何が測られ、その構造や水準、差異がどのように把握されたのか、その結果がどのように処理され教育の改善に利用されたのか、あるいはされなかったのか、当時の他の学力向上施策の中でどのような位置と役割を担ったのか、またこの学力調査が学校教育や教師、子どもにどのような影響を与えたのかなどを検討し、この期の学力調査の教育史上の意味を考察しようとするものである。

周知のように、日清戦争以降日露戦争を経て明治末期に至る時期、就学率は飛躍的に増大する。日本の学級編成の第一原理は生徒数という量的基準であったから、生徒数の増加に伴い、結果として単級学校や複式編成の学級が減少し、学年別学級が増加していった。ところで、第三次小学校令（1900（明治33）年）では、第二次小学校令（1890（明治23）年）以来の「試験」批判を徹底させ、進級・卒業認定に「試験」を使用することを禁じ、日常成績の「考査」によってこれを行うこととした。その結果、その認定原理は「修得主義」から「履修主義」へと変化していった。したがって、この学年別学級は学力別に区分された学力等質の学級というわけではなく、年齢別学級であり、学力異質の学級であった。学級定員は尋常小学校で原則70人（例外として80人まで認める）と過大であり、加えて、新たに就学してくる層は教育条件に恵まれていない階層の子どもが多かったから、同一学年内、及び学年別学級内での学力格差は拡大していくことになった。また、こうした中、壮丁教育調査によって壮丁の学力水準の低さが明らかにされ、義務教育年限の延長など量的改善や小学校教育の内容改善など、学力の合理的形成が政策的課題となってくる。

以上の「学力」をめぐる動向の中で、教育実践においては、1900年代半ば以降、「劣等児」教育、「低能児」教育、能力別学級編成など学力格差に対応する「個性教育」実践と、この「個性」を測定するための「個性調査」が流行する²⁾。教育政策上は、教育目標・教材の管理の徹底（たとえば教科書の国定化）とともに、「教育の結果」としての「学力」を、学校内部の「考査」ではなく、国、府県、郡、市町村等の単位で「試験」によって調査、測定し、その結果を基に教育の改善を行おうとする動向が現れてくるのである（なお、試験に馴染まない教科については、県、郡など様々な単位で開催される「学芸品展覧会」が、この「試験」の役割を担うことになる）。

さて、この時期の学力調査の背景には次のような事情もあったと思われる。すなわち、第三次小学校令以降、修得主義型から履修主義型の進級制度への移行に伴って、これまで「等級」、「年級」、「学年」といった形で存在してきた、生徒の学力をある程度客観的に示す徴表が存在しなくなった。「学年」は本来カリキュラムの段階に対応した生徒の学力の段階を示す概念であったが、在学年数あるいは年齢を示す概念に変化していく。修得主義型の進級制度の下では、学力問題は学校内部の「落第」(原級留置)問題として顕在化する可能性があるが、履修主義の下では顕在化する契機を失っていく。こうして、学力問題を提起するためには、改めて生徒の学力を調査しなおす必要が生じてくる。そのさい、生徒の学力をより客観的に把握するために、学力調査は、情実のはいりやすい学校内部における日常成績の「考査」ではなく、学校外の機関が主催する試験（学校内で行われる場合は、担任ではなく校長などが主催する試験）として実施されることになった。

学力調査の背景をこのように捉えると、本研究は、タテマエとしては「課程主義」をとりながら、実質的には「年齢主義」（または「年数主義」）をとりつつあった明治末期以降の日本の義務教育にあって、学力の内実（の保障）を問題としない「年齢主義」（このばあいカリキュラムの履習原理としては履修主義が対応する）のもとでおこなわれた、「国民教育の徹底」「学力の向上」といった

「課程主義」(同じく修得主義が対応)的施策の矛盾とその帰結を明らかにする作業でもある³⁾。義務教育における「年齢主義」(履修主義)的制度のもとでの「課程主義」(修得主義)的施策ということでは現代日本の学力調査も同様である。したがって本研究はこの問題を歴史的端緒において探究する作業でもある。

この時期の学力調査については、都道府県教育史の中に断片的な記述が見られるほか、学力調査全体に渉る検討については天野正輝の研究⁴⁾があるのみである。天野は、東京府、熊本県、埼玉県、福島県、長野県の実施事例などから、「この学力調査のねらいは、教則及び国定教科書内容を標準とし、それへの児童・生徒の到達状況を調査することであり、同時に、各学校間、学年間、学級間の『比較試験』的性格が強いものであった」とし、学制期以降の「比較試験」と同様、「競争」を媒介に教師や学校関係者に対する管理・統制を強めていく手段であった、としている。この結論の妥当性については措くとして、天野の研究においても、全国の実施状況やその展開過程、調査をめぐる議論状況の全体を明らかにした上で考察が為されているわけではない。すなわち、この時期に行われた学力調査の全体的検討は緒についたばかりといってよい。

本研究では、この期の学力調査に関する史資料、とりわけ府県史料を全国的に渉猟したうえで、すでに述べた課題について全体的な考察を行いたい。なお、この学力調査は、1920年代後半以降において実施されている例もあるが、対象とする時期は、流行がほぼ終息する大正末期、すなわち1920年代半ばまでとする。

第一報である本稿では、1905年の文部省の学力調査について前史を含めて検討したうえで、1905年以降大正期における府県における学力調査の実施状況を明らかにする。

I 前史

明治末以降の各府県で広く行われた学力調査の直接的契機となったのは、1905年の学力調査とその結果報告、および「小学校教育ノ内容改善督励方」の通牒であった。

しかし、これ以前にもこれに類した動向はあった。

1 「比較試験」

まず、古くは学制期以来の「比較試験」(名称は府県によって異なり、集合試験、奨励試験、学事共進会、臨時試験などとも称された)がそれである。これはいわば一種の学力コンテストであり、府県、郡、数校連合などの単位で、各学校から選ばれた優等生がその学力を競い、成績優秀者には褒賞が与えられた。行政が行う場合だけでなく、教育会など教員組織が行う場合も見られる。この試験は、競争による学習への動気づけや、能力主義的な秩序意識形成をねらったものだったと言えるが、その競争は、学校間、教師間にも及ぶものであった。

この「比較試験」は、1891(明治24)年の「小学校教則大綱」の文部省「説明」において、「元來試験ヲ以テ妄リニ競争心ヲ鼓舞スルノ具トナスカ如キハ教育ノ法ヲ誤リタルモノ」であって、とくに「二個以上ノ小学校ノ児童ヲ集合シテ比較試験等ヲ行ヒ、偏ニ学業ノ優劣ヲ競ハシムル如キハ、教育ノ目的ヲ誤ル虞ナシトセス」として事実上禁止された⁵⁾。しかし、明治末以降の学力調査は、「比較試験」と称して、明らかに競争による学習と教育の奨励を目的のひとつとする場合もあったし、また純粹に学力の実態把握を目的とする場合でも、この「比較試験」と同様の機能を果たすことが多かった。

2 文部省「尋常小学校卒業試験成績調査」(1900年)

つぎに、より直接的に関連するものとして、1900(明治33)年の小学校令の全部改正と時を同じ

くして、文部省が行った「尋常小学校卒業試験成績調査」⁶⁾がある（この時の普通学務局長も沢柳政太郎である）。

文部省は、教育学者乙竹岩造（高等師範学校教諭）と後藤胤保（高等師範学校訓導）に命じて、全国の師範学校附属小学校生徒900名余りの、1900（明治33）年3月の学年末試験成績（科目は読書、作文、習字、算術）について、問題・答案等を収集し、その学力の特徴、試験問題、試験方法、採点法の特徴等を調査した。したがってこの調査は、学力水準やその格差等を、同一問題を課して調査したものではなく、学力実態の分析に関しては不正確を免れないものであった（この点は調査者も自覚している）。

調査項目は、①尋常小学校卒業生は、他日読み書き及び日常の計算上に差し支えない素力を有しているか、②「単級編制」と「多級編制」の教育効果の差異、③男女の学力差、④教科目の難易と毎週時間数増減の必要性、⑤地域による学力差、⑥筆算、珠算単用と併用とで算術学力上に差異があるか、⑦珠算と筆算の得失、⑧日用文と記事文との得失、⑨習字の書体による得失、⑩読書、作文、算術の問題選定方法と試験方法が分析され、これに調査者の意見と付言が記されている。

調査目的は明言されていないが、付言では次の様に述べられている。

尋常小学校卒業生ニ就キテ他日読ミ書き及ヒ日常ノ計算上ニ差支無キ素力ノ有無ヲ調査スルコトハ、義務教育ノ効果ヲ検スルカ上ニ極メテ有益ナルコトナリト信ス、苟モ義務教育ニ就キテ其年限ノ延長ヲ論シ、或ハ普通教育ニ関シテ教科ノ種類学力ノ長短ヲ云々セント欲スル者ハ、必ス此調査ノ如ク實際ノ成績品ニ就キテ素力ノ有無ヲ査定シ、之ニ就キテ精密ナル統計ヲ作り、實際ノ状況ニ就キテ確實ナル知識ヲ有セサル可カラズ、然ラスンハ其論スル所モ空論徒辞ニ帰スルノ恐アラシ、

これに見るように、調査の第一の目的は、調査項目の①にある、義務教育の効果を評価することであり、これを義務教育年限延長やそのカリキュラム改革の実証的資料にすることであった。

調査項目①の義務教育の効果については、義務教育を完成教育と見た場合、①卑近な令達、新聞その他普通の広告、標札の類を大きな誤り無く理解できること、②日常家計の出納を記入し、差引勘定ができること、③簡単な報知、依頼、注文など日常必須の用事を弁え得ること、といった学力が必須であり、このためには、①日常必須の漢字を300字以上に習熟すること、②書き方において、漢字と仮名の大小を弁え、ひらがな、カタカナの字体を混用しないこと、③簡単な四則計算に習熟することが必要であるとして、これを基準に生徒の成績を甲乙丙丁に分類し、結論として3分の1は卒業と云うにふさわしい「素力」を有していない、としている。

その他の結果については省略するが、成績の評定法については、「甲乙丙」「美良可」等の評語を用いる学校が26、評点を用いる学校が25、評点を用いる学校のうち10点法が16、100点法が9であったと報告している。

100点法に関しては、文部省は「小学校教則大綱」の説明（1891（明治24）年）においてこれを批判し、比較の意味をもたない評語を使用するか、点数を使用する場合でもなるべく「簡単」な点数を使用するように求めていたが、実態としては、地域の「模範学校」でもあるはずの師範学校附属小学校でも存続し続けていたことが分かる。これに対して報告書では「百点法ノ如キハ此際断シテ全廢セラレンコトヲ望マサルヲ得サルナリ」と強い調子でこれを禁じている。

さて、この報告書では、さきの引用に続けて、各地方における同様の調査を奨励している。

またそのさいの方法的留意点について触れ、試験問題とその評定方法を同一にすること、成績の評定区分は100点法などではなく、甲乙丙で表し、たとえば「甲」は「少シモ誤脱無クシテ直ニ実用ニ資シ得可キモノ」とすることなどを提言している。前者については文部省調査の反省に基づくものであり、後者は、量的調査に関する技術の未熟と同時に、文部省自身の試験における100点法批判が影響していると思われる。

3 地方における学力調査

以上にみてきたように、文部省は地方における学力調査を奨励したが、じっさいには、あまり影響力をもたなかったようである⁷⁾。とはいえこの文部省調査との関連は明らかではないが、1905年以前にも少数ではあるが、地方における学力調査の実施事例が存在する。

まず、神奈川県の実例を見ておこう。

1900(明治33)年の文部省調査以前の、1899(明治32)年11月、県視学が、各郡2、3校を選定し、尋常科4年生2,072名について作文の試験(問題は「肥料の相場を問ひ合する文」など4種類)を行い、この成績を分析、批評している⁸⁾。また、1900(明治33)年9月～10月にかけて、中郡の郡視学齋藤三郎が、郡内を視察し、同一問題で同一学年の生徒に試問し、その成績を官庁へ提出している。対象は尋常科3年生1,733人、高等科1年生1,198人、問題は尋常3年生はひらがな列記、高等科1年生はひらがな列記と暗算一題であった⁹⁾。さらに、1904(明治37)年12月開催の郡視学会では、協議事項のひとつに「各校各学年学力ノ比較調査方法如何」が挙げられている¹⁰⁾。結論としては、巡視の際に適宜試問を行うことに落ち着いているが、1905年以前に「比較調査」が県レベルで問題になっている点は注目される。

なお、学制期から学務関係者や官吏が学校視察の際に、生徒に直接試問することは広く行われていた。この時期においても視学が視察の際に臨機に試問や試験を行うことは広く行われていた。しかし、同一問題で大量のデータを集めてこれを批評するという点は、新しい動向であったといえる。

次に香川県の事例をみてみよう。

香川県では、1903(明治36)年11月、丸亀市、高松市および各郡の優等と認められる高等小学校各1、2校を選び、視学が出張して「学力試験」を行い(対象人数は530人)、誤答分析と教授上の注意点を明らかにしている。なお、試験科目は算術(問題は、整数、小数、分数の四則計算が各1題、文章題2題の計5題)、国語(綴方1題)であった。新聞報道によれば、県当局は就学、出席督励から一歩進んで「児童の勉学を督励」するため、このような試験を企画したとある¹¹⁾。

個人が学力調査を行った例もある。

山口県の河内芳輔は、算術科教授上の研究のため(「児童が如何なる点で誤るか」を明らかにする)、県下8郡34小学校教員の賛同を得て921人(高等科4年生)に算術の試験(問題は、分数と小数の混じった四則計算1題と文章題3題)を実施し誤答分析などを行っている¹²⁾。

以上のように、1905年以前にも地方において学力調査が実施されていた。しかし「尋常小学校卒業試験成績調査」が地方における学力調査を奨励していたにも関わらず、あまり広がりを見せていない。教育、とりわけ教育評価に関わるひとつの要因は、この時期の教育評価上の大きな課題は「考査」によってどのように学業成績を評価するかということであり、評価方法として否定された「試験」や「比較試験」の復活につながりかねない学力調査については消極的にならざるを得なかったことがあげられるだろう。

Ⅱ 文部省「小学校児童学業成績調査」と「小学校教育ノ内容改善督励方」通牒

明治末から大正期にかけて、各府県で広く行われた学力調査の直接的契機となったのは、1905（明治38）年3月に文部省が行った学力調査の結果の公表¹³⁾と、この結果に基づいて発せられた普通学務局長通牒である。

この「小学校児童学業成績調査」は、1904（明治37）年度末における、尋常小学校第4学年（当時は最終学年）、高等小学校第2学年、及び第4学年児童の「学業成績ノ大体ヲ知ラントスル」ことを目的とし、尋常4年については修身、国語、算術の3科目、高等科についてはこれに加えて地理、日本歴史、理科の3科目について同一問題で試験を行ったものである。なお、この対象学年設定は、1900年調査と同様、義務教育の年限延長の議論を意識したものであったと思われる。

地方での学力調査の範型となるものであったから、問題の一部、尋常科第4学年のものを紹介しておこう。

まず、修身科では、

- (1) 忠義トハドウ云フコトデスカ
- (2) 銭ヲムヤミニ費^{ツカ}フノハナゼルイノデスカ
(いずれも筆答。1時間)

国語科は、

- (1) 吾が日本国はわりあひに小さき国なれども、大いなる清国と戦ひて勝ちたることあり、今は又彼のろしやと戦ひて勝ちつつあり、されば国の榮ゆると衰ふるとは国の大いなると小さきにのみよるにあらず、おもに其国に住める国民の心がけのよきとあしきとによるなり
(文章の大意を口語で解釈。とくに下線部については抜き出して解釈)
- (2) 日本人は忠義の心にあつい／外国と貿易して国を富まさねばならぬ／府、県、郡、町、村
(口唱して書き取らせる)
- (3) 相談、賃銭、著物、仕事、兵役、貯金、公益（読み方を答えさせる）
(以上1時間)
- (4) 「私の家」（作文、1時間）
- (5) 「春夏秋冬を四季といふ」（習字、1時間）

算術科は、

- (1) $48 \times 18 \div 9$ (2) $86 \div 27 \times 25$
- (3) 一俵ノ代金五十八銭ノ木炭十六俵ヲ買ヒ十円札ヲ出シタラオツリライクラトレバヨイカ
- (4) 一 金拾七銭 読本卷七、八、代
一 金參拾五銭 かばん一箇代
一 金七銭 書キ方手本二冊代
一 金四銭五厘 手帳一冊代
一 金四銭五厘 筆一本代
右合計金高イクラニナルカ (1時間)

といったものであった。修身科、国語科とも「忠」という国民道徳の中心的徳目が問われており、国語科でも「日本人」、公民形成が意識された問題であること、算術ではお金の計算という日用的実学が重視されているのが特徴といえようか。なお国語科の作文、習字は全学年共通であり、また修身科の問題は、高等科第2学年、第4学年とも、(1)日本国民ノ守ルベキ義務ハ何ナルカ、(2)勤勉ハ何故ニ貴キカ、であり、学年間で成績の比較が可能な問題となっている。

つぎに、調査対象校は、東京高等師範学校附属小学校、女子高等師範学校附属小学校ほか、東京府3校、静岡県3校、山梨県3校、群馬県3校、千葉県3校（いずれも尋常高等小学校）の計17校、59学級（尋常第4学年21学級、高等第2学年20学級、高等第4学年18学級）である。対象地域が偏っている理由は、沢柳普通学務局長に対するインタビュー記事によれば「全国一般に試験したいことは勿論であるが、思ひ立ちの時間が切迫したからして東京に近い地方丈にした」¹⁴⁾からであった。

結果については、100点法などで点数評価して、平均値などで比較するといった方法は採っておらず、各科目とも甲乙丙丁の4段階評価を行い、その人数（比率）によって、学年間、教科間、学年間などの比較分析が為されている¹⁵⁾。学校毎・教科目毎に「著シキ優劣アルヲ見ル」、尋常4年から高等2年の間よりも高等2年から4年までの間の「実力」の伸びの方が著しい、といった総評とともに、問題毎の回答の特徴も分析されている。たとえば第4学年の修身科では、平生における忠義に説き及んだ回答が極めて少ない、女子の答案で「女子ノ本分」に説き及んだものが少ない、国語科作文では、東京市内の児童は「徒ニ文章ニ修飾シ冗長重複ノ嫌アルモノ」が多い、算術科では、一般に「概算ノ観念」に乏しい、等々。

以上の調査結果を背景に、文部省は、普通学務局長から地方長官に宛てて通牒「小学校教育ノ内容改善督励方」（巳発普233号、1905年9月11日）¹⁶⁾を発した。

小学校教育ノ内容ニ関シ、其ノ発達改善ヲ図ルハ将来益々切要ニ有之、貴官ニ於テ夫々御督励相成居候儀ト存候処、過般小学校児童学業成績ノ一班調査致候概況ハ、客月二十二日官報掲載ノ通りニ有之、右調査ノ結果ニ依レハ、各校平均ノ上ニ於テハ先以普通ノ成績ト認メラレ候ヘ共、各校各教科ニツキテ精細比較スルトキハ、優劣ノ差著シク、中ニハ学年相当ノ実力ヲ認メカタキモノモ往々有之遺憾ニ存候、若シ全国ニ涉リテ調査致候ハ、一層甚敷不成績ノモノモ少カラサルヘキヤニ推想致候、就テハ爾後可成視学視察ノ度数ヲ増加シ且視察ノ際ハ特ニ教授訓練等ニ付指導ヲ為サシメ、或適當ノ時機ニ於テ相当ノ方法ニ依リ児童ノ学力ヲ調査スル等諸種ノ手段ヲ用ヒ、内容ノ改善統一ヲ促サレ候様致度、依命此段及通牒候也、
追テ本文学力調査実行セラレ候節ハ、其成績御報告相成度、此段申添候也、

ここでは、先の学力調査の結果について、＜学力水準＞については「平均」的にみれば「普通」としながら、学校毎、教科毎にみれば＜学力格差＞は著しく、学年の水準に満たない生徒が相当数いると総括している。そして、もし全国調査をすれば一層甚だしい「不成績」の者が存在するであろうとし、小学校教育の改善策のために、①視学の視察の強化、②学力調査の実施などの手段を講じることを求めている。

1900年の文部省調査と異なるのは、調査結果に基づいて、生徒の学力調査を行うことを推奨した通牒を発した点である。この通牒が府県の学力調査を促す直接の契機となったのである。

Ⅲ 府県における学力調査の実施状況

1 全般的実施状況

1905年の文部省学力調査とこれに基づく通牒に対する地方の反応はどうであったか。これを一般的に描くと、府県は郡市あてにこの通牒を移牒し、同時に学力調査に関する規程や要項を設けて府県レベルまたは郡市レベルで学力調査を実施した。学力調査を実施しない場合、視学の視察の回数を増やすとか視察の際に試問を行うといった措置をとるよう指示した。また府県の教育会もその雑誌に官報所載の学力調査結果を掲載するなどした。とはいえ対応は府県毎にかなりまちまちであった。通牒の移牒はどの府県でも行われたと思われるが、府県レベルで学力調査を実施した場合もあれば、行わなかった場合もある。実施した場合でも、単発で終わった府県とある程度継続的に行った府県、対応の早かった府県、遅かった府県などがあり、また実施しなかった場合でも、郡市レベルで実施することを府県で決していた場合もあれば、完全に郡市に任せた場合もある。また、郡市より下のレベルで学力調査が行われる場合もあり、さらに、校長が主催する校内児童の学力調査も行われた。さらに、小学校だけでなく、中学校、あるいは中等学校についても学力調査を行う府県もあった。

全国的状況を俯瞰するため、府県毎に当該期の実施状況を表1にまとめた。

「実施状況」欄は、基本的に、府県レベルでの実施状況と郡市レベルでの実施状況に分けて記述し、「名称」欄は規則や統計書等に現れる正規の名称のほか、雑誌、新聞等における通称も記した。ただし学校毎に行う学力調査については事例が多すぎるため省略した。

小学校に関していえば府県レベルで実施が確認できるのが31府県（府県において郡市単位で実施することを決定している場合も含む）、郡市レベルで実施（郡市独自で実施したもの）が確認できるのが25府県である。府県レベルの場合、調査目的と調査の技術的な問題に規定されて、ほとんどが抽出調査（一部地域のみを対象とする場合も含む）であった。郡市レベルになると悉皆調査が多くみられる。また中等学校を対象とした学力調査については、6県で実施が確認できる。

府県レベルでの実施が確認できる府県のうち、文部省通牒の翌年度までに学力調査を行ったり規程を作成したりした「先発」の府県は、岩手県、福島県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京府、長野県、京都府、大阪府、奈良県、宮崎県であり関東、東北、近畿地方が多いのが特徴である。このうち、継続的に調査がなされた（あるいはなされたと推察される）のが、岩手県、福島県、群馬県、長野県、京都府である。このうち、とくに京都府と長野県については、「調査」というにふさわしい取り組みを行っている（後述）。

また、「後発」の府県のうち、府県レベルで継続して取り組んでいる府県には、秋田県、静岡県、大分県などが挙げられるが、その特徴は、調査というより「比較試験」として組織されている側面が強いことである。こうしてみると、この期の学力調査は、当初の「調査」から「比較」と「競争」へとというように推移したのではないかという仮説がなりたつものと思われる。

つぎに名称をみておこう。正式名称を挙げれば、文部省と同じ学業成績調査の他に、学力調査、学力考査、成績調査、成績考査、そして比較考査、比較調査など。通称では比較試験という名称が多く府県で使用されている。

この場合、「比較」のニュアンスは、たんに複数の学校を対象としている、という場合もなくはないが、ほとんどの場合、学校（教師）間、生徒間の成績比較、競争による学習と教育の「奨励」という意味が強いものであった。また、正式名称では「調査」「考査」といつているが、その実態は「試験」だというのが大方の認識であった。

表1 明治末～大正期の各府県における学力調査の実施状況

府 県	実施状況	名 称 (通称)	府 県	郡 市	中 等 学 校
北海道	不明				
青 森	①県レベルの実施は確認できず。 ②1921年中郡で郡主催の学力調査(国語と算術)、満点者と成績の良い学級に褒賞を与えた。(『青森県教育史』第4巻, 1971)	一斉試験		○	
岩 手	①県、「小学校児童学業成績調査規程」を制定し(1906年1月の郡視学諮問会に諮問し, 7月6日制定), 実施。第1回調査は, 1906年7月。県レベルでは少なくとも1912年度まで行なわれた。 ②その後郡レベルでも行なわれている。(『岩手県教育史資料』第36-50号, 1973-1994, 『岩手県統計書』各年, ほか)。	学業成績調査	○	○	
秋 田	①県、「学力比較考査規程」(1910年2月11日, 1923年6月26日廃止)を制定。小学校は郡市毎の実施を原則とし, 県が行うこともあることを規定。県立中学校の比較考査も規定。この規程に基づき, 各郡市で考査手続き等を定めた規程をつくり盛んに実施されている。なお, この規程制定の前年の1909年7月の秋田県教育会総会で, 学力比較考査を県の事業として実施することを可決している。 ②また, この規程制定以前より, 郡が独自に調査を行っている。(『秋田県教育史』第3, 5巻, 『秋田県統計書』各年, 『秋田県報』各号, 秋田県公文書館所蔵の秋田県学事関係書類ほか)	学力比較考査 (比較試験)	○	○	○
山 形	①教育会雑誌をみると「先年本県にて施行せる国語算術二科に対する考査の成績に徴して」(「第三回本科正教員講習会協議問題」『山形県教育会雑誌』254, 1911年6月)といった記述が見られるので, 県レベルで調査を行った可能性もあるが, 未確認。なお中学校では「比較試験」が行われている(1917, 1918年)。 ②郡レベルで規程を作り実施(たとえば「飽海郡小学校児童成績調査規程」1909年4月, 「最上郡小学校成績調査規程」1910), 「比較考査」と通称されている。(『山形県教育史』通史編中巻, 1992, 『山形県教育史資料』第3巻, 1977ほか)	成績調査 (比較考査比較試験)		○	○
宮 城	県レベルで学力調査を実施(少なくとも1909, 1910, 1911の各年度に行われたことが確認できる)。特徴は, 問題の標準を県が示し, 郡市毎にこれに基づき問題作成し実施していること。 また中学校生徒についても, 1919年10月に成績考査規程を制定し, 学力調査(「学力比較考査」, 「考査試験」と呼ばれている)が実施されている。(『宮城県統計書』各年, 『宮城県教育会雑誌』『宮城教育』各号, 『宮城県教育百年史』第2巻, 1977ほか)	学業成績調査(学力調査, 中学校では比較考査, 考査試験)	○		○
福 島	県, 「小学校児童学力調査規程」(1906年7月13日)を制定。この規定では, 郡レベルで郡長主催で学力調査を行うように指示が為されている(調査校, 学年, 教科は郡が決定。市は知事主催)。しかし, 但し書きで県知事が主催して学力調査を行える様になっており, 実際に県が全県レベルの学力調査を行っている(1910, 1911, 1914年度に実施されたことが確認できる。尋常6学年, 国語, 算術, 抽出調査)。なお, 1927には改めて「小学校児童学力調査規程」が制定され, 主催者が郡長から県知事に代わっている(郡制の廃止に伴う措置か)。(『福島県教育史編纂資料』1, 5。『福島県教育』『福島教育』各号, 福島県教育会石城部会『石城郡教育事蹟』1912, 石城郡『第拾四回石城郡各小学校児童学力調査表』1921, ほか)	学力調査 (比較試験)	○	○	
新 潟	①1906年1月の郡視学会で, 郡が主催して郡毎に国語, 算術を主とした「小学生徒成績考査」を行うことを決定(「郡視学会議決議」『越佐教育会雑誌』159)。 ②北蒲原郡では, 以前から郡内小学校児童に対し学力試験を施行していたが, 1913年春にも第6学年児童1,057人について, 国語, 算数の学力調査を実施した(「小学児童学力成績」『教育時論』1024)。	成績考査	○	○	

栃木	不明					
群馬	①県, 1905年12月に「小学校児童学業成績調査」実施(尋常4年, 高等2年・4年の悉皆調査, 尋常科は国語・算術, 高等科は地理・歴史・理科も)(『上野教育会雑誌』220)。1908年12月には, 郡市中1校を抽出して, 児童の学業成績調査を行った。対象: 尋常科5年, 高等科1年教科: 修身・国語・算術・地理・歴史・理科(『下野教育』255), また, 1911年制定の県教育の「四大綱領」のひとつ「内容の充実を期すべし」に関わる施策として「児童ノ学力比較考査ヲ行ヒ其ノ充実ニ努メタリ」とある(『群馬県統計書』)。 ②郡レベルでも, 独自に学力調査を実施している。	学業成績調査, 学力比較考査	○	○		
茨城	①県, 1908年県下各郡3校を抽出し, 国語, 算術の調査を行った(『茨城教育』289) ②郡レベルでは, 1909年度, 猿島郡で郡内小学校高等科2年生, 国語・算術の「教授力の程度」調査として, 学力調査が行われている(『茨城教育』309)	(学力検査, 教授力調査)	○	○		
埼玉	①県, 1906年3月, 各郡3校を抽出して(尋常校, 尋常高等校, 高等校), 尋常4年と高等2年を対象に国語, 算術の学力調査を実施(『埼玉県教育雑誌』1)。1914年12月, 全県小学校尋常6年生に学力調査。長所と短所を各郡・師範学校付属小学校より県に申報させている(『埼玉県教育雑誌』83), 1915年には師範附属小が自校および県下各郡13校を抽出して学力調査をおこなった。 ②学務課長, 県視学, 「中等学校生徒学力比較調査」を行うため, 1918年4月26, 27日に中等学校の各科担当者を集めて実施要項を検討した(『埼玉県教育会雑誌』123)	学力調査, 学業成績調査, 学力比較調査(中等学校)	○	○		
千葉	県, 1906年3月, 「小学校児童学力調査方法」もとづき学力調査を実施。(統一問題で, 各郡2-3校を抽出, 国語と算術, 尋常4年, 高等2, 4年)(『千葉県統計書』1905年度)。1911年3月には, 尋常第6年, 国語, 算術について悉皆調査を実施した模様(「千葉県内小学校尋常科第六学年算術科成績表」千葉郡役所「郡長会議書類」(千葉県文書館蔵)ほか)。1918年10月にも附属小学校と各郡1校を抽出して7教科の学力調査を実施(「知事訓示」『千葉県教育雑誌』319)	学力調査	○			
山梨	①県レベルでの実施は未確認。 ②郡レベルでは, 文部省調査以前の1903年に, 南巨摩郡で郡長が郡視学に命じ, 郡下小学校の「学業考査」を行なわせている(『山梨教育』100)。文部省調査の結果発表の直後に, 西山梨郡, 東山梨郡で学力調査がおこなわれ, 西山梨郡では, その後1914年頃まで学力調査を行っていることが確認できる。また, 1917年, 附属小学校訓導が, 附属小学校および山梨市内の小学校2校で算術の学力調査を行っている(『山梨教育』271)	学業成績調査(学力調査, 比較考査)		○		
東京	①東京府, 1905年9月「小学校児童学力調査規程」を制定(1911年3月廃止)し学力調査を実施(『東京府学事規程』1913ほか)。1905年9, 10月, 各郡3校, 市内6校を抽出し, 尋常4年, 国語・算術について調査。翌年度, 1907年2, 3月にも実施(郡部4校, 市は付属小のみ)(「小学校成績考査概況」『東京教育雑誌』194, 「東京府下各郡小学校学力調査」『東京教育雑誌』212)。 ②東京市, 1906年7月東京市小学校長会で学力調査要項(各学校において校長が行う調査)を決議(「東京市小学校長会決議事項」『日本之小学教師』93)。1907年3月, 高等2年(男女各1学級)尋常6年(全員)に対し, 国語, 算術, 地理, 歴史, 理科の学力調査(「市内小学校の総試験」『教育時論』897)。翌年も実施(『港区教育史』など)。	学力調査	○	○		
神奈川	①文部省調査以前の1900年頃に, 県視学や郡視学が同一問題で視察校で試問を行いその結果を報告している(『神奈川県教育会雑誌』19, 21)。1905年度の郡視学会議で, 「各校各学年学力の比較調査の方法如何」が議題となり, 視学が少なくとも年一回考査を行う, また小学校巡視のさいに臨機試問をなすことを議決しているが, 県主催の学力調査を行うとする議決ではない(「郡視学会議記事」『神奈川教育会雑誌』34)。 ②足柄上郡(1913年度, 「児童成績調査」『神奈川教育会雑誌』93), 高座郡(1917年度, 「学業成績を優良ならしむることについての経験」『神奈川教育会雑誌』160)で郡主催の学力調査が行われている。	成績調査(比較調査)		○		

長野	①県主催の学力調査、1905年度か1915年度まで少なくとも7回実施された。 ②県の調査の影響で、郡レベルの学力調査も行われている。(『長野県教育史』第3, 13巻, 1983, 1978) ③1908年には中等学校の学力調査も行われている(『各種学校学力調査』『教育持論』825)	学力調査	○	○	○
富山	①1906年8月開催の教育大会(富山県教育会主催)に際して、県教育会が綴方、算術の学力調査(抽出調査)を行い結果を教育大会で公表している(富山県教育会『富山県教育大会記録』1908) ②郡主催の学力調査(「実力調査」ないし「実力考査」と呼ばれている)が、1907年頃から1914年頃まで行われている(『富山県教育会雑誌』各号)。 ③1915年3月ごろ、県から児童実力調査禁止の内訓がでた模様(「校長会区域若しくは数校連合の児童実力調査は児童教養上の弊害ありと認められ、既にその筋より禁止すべき内訓もありたる・・・」という記述がある(速射砲「児童実力調査に関するT氏の答に酬ゆ」『富山県教育雑誌』56,))。 ④しかしその後の1918年、県主催で国語・算術の県レベルでの抽出調査を行っている(「視学会議指示事項」『富山県教育会雑誌』82)	成績調査 (実力調査, 実力考査)	○	○	
石川	不明				
福井	1905年度『福井県統計書』に「主トシテ内容ノ改善向上ヲ期シ或ハ教授訓練ノ方法ヲ講習セシメ或ハ児童ノ学力ヲ調査セシメ以テ其ノ効果ヲ収メシムコトヲ努メタリ」とあり、県が何らかの形で学力調査を行わせたとと思われるが、詳細は不明。		△		
静岡	①県、1911年度に「児童学業成績の比較調査」を実施(『静岡県統計書』, 詳細は不明)。1918年度にも、学力調査実施(30校を抽出調査, 尋常3-6年生, 算術・国語・地理・歴史・理科・修身。『静岡県教育史』資料編下, 1973)。1920年度にも「比較試験」実施(県下比較試験『静岡県教育』274) ②中学校でも、1916年「奨励試験」実施(中学5年生の1割, 36名抽出, 賞状, 金時計を授与), 1918-1920年度, 5年生(1920年度は4年生も)を対象に「学力比較試験」を実施。(『静岡県統計書』各年)	比較調査, 比較試験, 奨励試験	○	○	
愛知	①県レベルでの実施は確認できない。 ②郡レベルでは、碧海郡で、1910年度、各学期末に学力調査実施(尋常4年, 国語・算術・修身。「碧海郡小学校児童考査方法」『愛知教育雑誌』283)。また南設楽郡, 児童学力調査規程を設けて、毎年1回学力調査を行うことを決めた(「愛知県小学校児童学力調査規程」『教育時論』1009)。	学力調査		○	
岐阜	1916年、県視学、県下の主な市街地、岐阜市外9ヶ町の、尋常第6学年児童3,000人に、国語算術の学力調査を行った(「学力調査雑感」『岐阜県教育』265)。なお、1911年2月の郡視学会議の協議事項のひとつに「比較試験実施の件」とあるので、郡または県で学力調査を行った可能性もある。(「郡視学会」『岐阜県教育会雑誌』197)。	学力調査 (比較試験)	○		
三重	県、1915年度に学力調査を実施(尋常6年に算術, 4年に読方, 高等2年地理(『三重県統計書』, 『三重県教育史』第2巻, 1981, 沢柳政太郎「小学校の成績」『教育時論』1120))	学業成績調査	○		
滋賀	不明				
京都	①府、1906年1月「小学校児童学業成績調査法」を制定(1914年12月廃止)し1905年度から1912年度まで、毎年、調査のテーマを変えながら実施。1913年度に郡市で行っている調査に譲るという理由で、府主催の調査を終えた(『京都府公報』, 『京都府統計書』各年など)。 ②1916年、京都市で小学校の「比較試験」が行われた(北溟生「所謂比較試験」『京都教育』285等)。	学業成績調査(比較試験)	○	○	
大阪	府、1905年、各区郡の単設、高等科併設の尋常小学校各1校を抽出、4年生に、国語、算術の「学業成績比較試験」を行った(『教育時論』744)。	(学業成績比較試験)	○		
奈良	県、1906年12月、師範学校附属小学校、および奈良市内小学校(5校)について、学力調査(尋常4年, 国語・算術。『奈良県報』1266)。なお1920年開催の郡視学会の協議事項に「児童学力比較考査に関する件」があるが、実施されたかどうか確認できない(「郡視学会記事」『奈良県教育』93)。	成績考査	○		

和歌山	県, 1916年6月, 師範学校附属小学校及び市の一部小学校の4年生(算術)と6年生(国語)に学力調査を実施(『比較試験問題』『紀伊教育』240)	(比較試験)	○		
兵庫	①1910年6月, 兵庫県小学校図画成績調査会, 各郡市において図画科の成績優秀な学校を選び, その学校の優秀な作品を収集し成績を調査した(『小学校図画成績調査会図画成績講評』『兵庫教育』251)。また, 1910年9月, 県は神戸市に委託して, 6年生, 国語・算術の学力調査を実施。(『神戸市児童学業調査』『兵庫教育』252) ②県の教育会雑誌をみると, 郡レベルでもさかんに学力調査が行われている。	学業成績調査(学業調査, 学力調査, 学力比較調査)	○	○	
鳥取	①県, 1908年, 鳥取市の小学校生徒尋常2-5年, 高等2-4年に対し, 国語・算術の学力調査を実施(『鳥取市小学校児童成績調査につきて』『因伯教育』161)。 ②県の教育会雑誌をみると, 郡主催の学力調査(岩美郡1906年), 郡教育会と郡が協力して行った学力調査(八頭郡1911年), 郡内の学校組合が行った学力調査(西伯郡1908年)などが実施されている。	成績調査, 成績考査	○	○	
島根	①津和野小学校沿革史(『島根県教育史』第6巻所収)に, 「本県庁ノ発問ニカカル尋常四年全六年ノ学力調査ヲ行フ」(1909年1月28日), また, 県の学事年報に「時ニ児童ノ成績ヲ調査シテ教員ノ反省ヲ促シ教授上ノ利害ヲ自覚セシムルノ資ニ供スル」(1910年度)「時々児童ノ実力ヲ調査シテ教授上ノ改善ニ資スル」(1911年度)とあり, 県が関与して学力調査を行っていたことがわかる。 ②郡レベルでも, 郡, あるいは郡内の部会を単位に学力調査が行われている。たとえば那賀郡では1910年頃「郡長試験」と称して, 小学校生徒を中学校の講堂に集めて試験し優秀者に賞金を与えたりしている(浜田市立原井小学校『原井の歩み』1974)。	学力調査(郡長試験-郡主催の場合)	○	○	
岡山	①県, 1910年, 郡市毎に郡市長が推薦する優秀な小学校20と附属小学校の5年生, 1,100人あまりに対し, 国語・算術の学力試験を実施(『小学校児童学力試験成績調査書』『帝国教育』再興21)。これ以前の1907年には, 県視学巡視の際に, 小学校13校で, 同一問題(国語・算術)で試験を行っている。(『大塚県視学巡視の際小学校に於て行いたる試験成績』『岡山県教育会誌』86) ②千葉県の視察団の報告では, 岡山県では「学力試験」を, 一学校数校連合, 時には監督官庁の課題によって郡, 県で比較している, とあり, 郡レベルでも学力調査が行われていたと思われる(『二府十県の初等教育』『日本之小学教師』157)。	学力試験	○	△	
広島	①1916年, 県視学2名が安芸郡・加茂郡・豊田郡・佐伯郡・安佐郡内の小学校を巡視, 6年生の算術・国語・理科, 高等2年の農業科について学力調査を実施した(松田精四郎「尋常科六年児童算術科の成績につきて」『芸備教育』151)。なお1911年学事年報には「学校児童の訓育及学力調査を行い品性の陶冶及教授の徹底に努め」とある。 ②郡レベルでも実施されている。たとえば, 安佐郡において尋常小52校, 卒業生(4年生か)838人に学力調査を行っている(『尋常小学校卒業生の成績』『芸備教育』23)。	学力調査	○	○	
山口	①県, 1908年に学力調査。その後, 1914年2月に, 3年生算術, 6年生国語の書取, 高等2年生地理の学力調査を行い, その結果を県の教育品展覧会に出展(悉皆調査と思われる。『防長教育』173号)し, 「其ノ優劣ヲ公表シタル為広く教育当事者ノ奮起ヲ促ス所アリタリ」とされている(『山口県統計書』1913年度)。 ②県教育会雑誌の記事に依れば, 郡レベルでは, 1907年に熊毛郡(尋常4年生, 算術), 那珂郡, 厚狭郡(1907年で3回目)で実施されている。また1921年の各郡市の主要施設として, 各郡で児童学力調査が挙げられている(『山口県教育』261)	学力調査, 学力共通検閲(実力調査)	○	○	

香川	①文部省調査以前の、1903年、県、児童の勉学奨励の一方法として、丸亀市、高松市の高等小学校に出張して、読方・綴方の学力調査を実施。各郡にも試験問題を送り、郡視学に各郡1校について調査を実施した。(『香川新報』1903年11月20、21日) ②県、1917年、1市6郡で、比較的成績優良と見られる21校、71学級(6年生35学級、5年生33学級)を抽出し、読書、算術、歴史、地理、理科、の学力調査を実施。(『大阪朝日新聞四国版』1917年2月1日、『香川県教育雑誌』237) ③郡市関係では、高松市が、1908、1909年、各小学校連合の「比較考査」実施(各学年、国語算術、『香川新報』1909年2月22日、熊野勝祥『わが母校高松市高松高等小学校のあゆみ』2008)。ほかに、大川郡で、1912年「比較考査」(尋常5、6年、図画、綴方、『香川新報』1912年12月4日)、三豊郡で1909年、1911年に「比較考査」実施(財田上小学『創立百年記念誌』1997)。	(比較考査)	○	○		
徳島	海部郡で、郡主催の小学校児童学業成績の考査1911年から1917年まで行われた(同編纂委員会『海部郡学校教育史』1975)	学力成績考査			○	
愛媛	1906、1908年の郡視学会議で「児童学業成績調査の結果如何」という議題があり、郡で行っている学力調査の交流と思われる。宇摩郡では、1911年の学事集会(町村長と学校長)で「児童学力調査規程」(郡主催で年一回以上実施すること)を制定している。	学力調査			○	
高知	不明					
福岡	不明					
大分	①1910年度、県が郡に命じて、郡毎に学力調査を行わせ郡で最も成績優秀な学校数校を選び、この学校に県提出の同一問題の試験を行って、郡毎にもっとも成績の良い学校に奨励金(50円)を与えている。翌年度、および1915年度にも実施している。(『大分県統計書』各年、「児童学力調査に関する郡役所報告一件 学務課」及び「大正四年 学務一件 日田郡役所」(大分県公文書館蔵)) ②郡・部単位でも学力調査を行っている。	学力調査、学力試験(実力調査、比較試験)	○	○		
佐賀	郡視学が巡視の際に、学力試験を行っている(『佐賀県統計書』1909)が、県、郡単位の学力調査の実施については確認できない。					
長崎	1915年に県都市視学及主事打合の協議事項に「県下小学校児童の学業成績を比較するに有効適切なる方法」が協議事項にひとつに挙げられているが(『長崎県教育雑誌』273)、学力調査の実施については確認できない。					
熊本	1908年、郡視学会議で「小学校生徒成績比較調査標準」を作成し、試験を実施したものと思われる。1917年くらいまで続いた(『熊本県教育史』1931)				(○)	○
宮崎	県、1905年12月、宮崎師範学校附属小学校ほか14校につき学業成績調査(尋常4年生、高等4年生に修身・国語・算術)(『宮崎県小学校児童学業成績調査』『教育公報』309号)。	学業成績調査			○	
鹿児島	①県、1911年11月、告示第56号で「小学校児童学業調査方法」を制定。抽出調査で、教科目、学年はその都度定めて実施することとした(『鹿児島県公報』3186号、ほか)。同月、県が郡毎に各数校、計約20校抽出して、6年生に対し国語、算術の学力調査を実施した(『鹿児島新聞』1911年11月16日)。 ②『鹿児島県教育史』(下巻、1961年)によれば、大正時代に入って、福岡県から招いた有力な校長が、「比較試験」をおこなった。	学業調査(比較試験)			○	
沖縄	不明					

〈凡例〉

- ：実施が確認できる。
- (○)：府県が、郡市毎に実施することを決めている場合。
- △：実施されたとと思われるが直接の資料がなく未確認。
- 空欄：実施が確認できない。

このように名称からは、学力調査によるカリキュラムや授業改善といった目的や機能の背後に、競争による教育を促す機能があったことが予想される。

2 「先発」の府県の実施状況

つぎに、実施状況をよりリアルに把握するために、文部省通牒に府県レベルで素早く反応した「先発」の府県と、やや遅れて反応した「後発」の府県に分けて、学力調査の実施状況を事例的に描いておこう。このように分けるのは、既述のように、反応時間によって、学力調査の目的や機能が変化していると思われるからである。

まず、「先発」の府県の実施状況からみてみよう。

東京府では、1905（明治38）年9月28日に「小学校児童学力調査規程」（東京府訓令第28号）を発し視学（府、郡、島庁、市）に学力調査の権限を与えた。これと前後して、9月16日から10月6日まで、日割りを決めて、各郡3校、市内6校に男女両師範学校附属小学校を合わせて32校の尋常4年生に対し国語・算術の学力調査を行った¹⁷⁾。その結果については、「尋常四学年の国語、算術の成績甚だ佳良ならざるを証するものと云はざるをえず」とし、その原因の一端は「教授上の注意足らざるところあるに依らずんばならず」として、誤答分析等に留意して教授するよう求めている。成績に関しては文部省調査と同様100点法を使用せず、甲乙丙丁の評語で統計処理している。注目されるのは、各校別の成績が公表されているのだが、この点に関して「備考」として、学校、学級毎に諸種の事情があるので、「各学校別の成績は単に該学年に於ける当該教科の成績を表すに過ぎず、之を以て直に当該学校全般の成績を推測し、或は当該学級現在受持教員の優劣を判定するが如き誤解なからん事を要す」としている点である。学制期以来行われていた比較試験では、評価され表彰されるのは主に個別の児童であった。ここでは、学校や学級（担任教員）が直接評価される立場に転じてきていることが見て取れる。なお東京府では、翌年も同様の学力調査を行っている。

群馬県では、1905（明治38）年12月に「学業成績調査」を行っている。対象学年、科目は文部省の行った調査と同様で、（おそらく）全小学校を対象としたものであった。結論としては、各学科とも概して成績不良で、とくに高等2学年の成績が悪い、各学年とも算術科の成績が極めて悪い、などとしている。なお、ここでは100点法が採用されているが、悉皆調査であり紙幅の関係もあつてか、学校別の成績は公表されておらず、郡市別の集計が為されている¹⁸⁾。ただし、郡市別ではあつても他の郡市と比較対照されることは避けがたい。勢多郡では1906（明治39）年3月の小学校長会で郡長が、昨年12月の県の学業成績調査では、成績が十分とは言えなかつたので「学校長は毎年一回位便宜の時機に於て学業成績調査をなし教授上の参考に資すると同時に児童の努勉心を鼓舞」するように指示している¹⁹⁾。こうしてみると、県の調査が郡の調査を促す契機となっていることがわかる。

さらに、千葉県では、1906（明治39）年3月、東京都同様各郡から数校を抽出して学力調査を行っている。対象学年、科目は群馬県と同じく文部省の調査と同様であった。採点は10点法を採用している。結果については、教科毎の

表2 京都府の児童学業成績調査

年度	学 年	教科目	調査形態
1905	尋4	修身・読方・書方・綴方・算術	抽出
1906	尋4・高4	綴方・算術・地理・理科	抽出
1907	高2	読方・算術・歴史	抽出
1908	高2	読方・算術・地理・理科	抽出
1909	尋6	図画	抽出
1910	尋6・高2	修身（教育勅語）	悉皆
1911	尋6	歴史・理科・地理	悉皆
1912	不詳	不 詳	不詳

「通弊」とその矯正方法とともに、学校毎の成績表（教科別、学年別、性別）が掲載されている²⁰⁾。

なお、府県主催のこうした学力調査はかならずしもその後毎年継続的に行われたわけではなかった。そうした中で、初期の段階から調査を始め、継続的に調査を行った府県に京都府や長野県がある。京都府の事例をみると、1905（明治38）年から数年に渡り、各年度により調査の主題を変え、したがって調査学年や教科目、調査形態を変えながら継続的に学力調査を行っている（表2）。府主催の調査は1912（大正元）年度をもって終了している。郡市毎が独自に行っている学力調査があるのでそちらに譲る、というのがその理由であった²¹⁾。

3 「後発」の府県の実施状況

以上の府県の動向は、小学校教育の内容改善を目的とするという文部省調査の流れを汲むものであって、あからさまに地域・学校・学級・個人間比較を行い、競争を組織して教育効果を引き出そうとするものではなかった。しかし、「後発」の府県の学力調査にはこうした傾向も現れてきている。

たとえば秋田県では1910（明治43）年2月11日「学力比較考査規程」²²⁾（秋田県訓令甲第12号、1923年6月26日廃止）によって、小学校については郡市を単位に郡市長を主催者として「学力比較考査」を行うこと、そのために郡市ごとの「学力比較考査規程」を制定することとした（ただし、小学校については県知事も比較考査を主催できることも規定されており、実際に実施されている）²³⁾。これを受けて各郡市は規程を整備し²⁴⁾ 学力調査をおこなった。

注目すべきは、郡毎に成績優秀者（「優良生徒」）を県に推薦させ、県がこれを表彰している点である²⁵⁾。また、小学校だけでなく中等学校も対象としている点もこの時点における新動向であった。さらに、「比較考査」という名称が、起案時には「学力調査」規程であったことをみると²⁶⁾、学制期以来の「比較試験」の意図的復活ともみることも可能かも知れない。なお、こうした学力調査は、学校間したがって教員間の競争を引き起こすものであり、したがって学力調査を巡っては、学務吏員と教員の間に軋轢が生じることはままあった。秋田県の場合は、秋田県教育会が学力調査を積極的に支持し推進した²⁷⁾ という点も大きな特徴であった。

今ひとつの事例を大分県に見てみよう。

1910（明治43）年6月1日付大分県内務部長より各郡長宛通牒「小学校児童学業成績ニ関シ通牒」では、「児童学業成績ニ至テハ、尚未遺憾ノ点不少様相認」るので、来年2月～3月に小学校児童学力調査施行する、については「貴郡内ニ於テモ一段ノ好成绩ヲ得ル様精々御督励ノ上」、郡内各小学校の成績を申報（具体的には、郡内各学校単位の各教科の成績を、郡内の統一試験等の成績を踏まえて報告）するように命じている。県は申報された書類に基づき各郡の優秀校上位2校を選び、翌年3月「学力試験」を行い、その成績に基づいて各郡1校を表彰し、各校に賞金50円を与えている。たしかに、郡の中には、統一試験の誤答分析や講評を行っているところもある。しかしながら、「奨励」という名で、試験成績による褒賞をめぐる学校間競争を組織しようとしていることは明白である²⁸⁾。

以上の事例は、何らかの形で府県が関わって実施された学力調査であった。府県の中には学力調査に関与しない府県もあった。実施主体で言えば、この他に郡市が主催するもの、郡の一部が行うもの、学校独自に行うものなどが見られる。とくに郡市単位で行うものは、その目的として教育内容改善のための資料を獲得するためといったことが謳ってある場合でも、その多くが悉皆調査で、学校毎に成績を公表する場合が多く、「競争」による「奨励」を真の目的とする場合が多かった。

また、この点と関わって、学制期以降の比較試験の中には、教育会主催の試験もあったが、この

時期の学力調査には、教員団体である教育会はほとんど関わっておらず、県、郡など行政が主催する場合がほとんどであった(先述の秋田県教育会の関与は例外的と言える)。とくに郡主催の悉皆調査などは、行政による学校評価、教員評価という性格が強いものであった。このため、試験準備教育などがおこなわれることになった。たとえば、1916(大正5)年、京都市が行った学力調査では、その計画が発表されてから「学校では周章狼狽して、之が応急策に熱中」し、「日曜にも児童を招集した。放課後から引続いて点灯時まで特別教授をやらせた学校もあった」という²⁹⁾。

結

前史を含めて、明治末から大正期にかけて府県で行われた学力調査の実施状況について概観してきた。その中で明らかになったことは、(1)文部省の学力調査は1900年の調査も含め、義務教育の年限延長を含む小学校教育の内容改善を目的としてその実証的資料を得るために行われた、(2)1905年調査と普通学務長通牒の影響によって、ほとんどの府県で、生徒の学力実態を分析し、カリキュラム、教授法の改善をおこなう目的で学力調査がおこなわれた、(3)こうした目的のもとで行われた学力調査のなかに、「図らずも」学校間、教師間、生徒間の競争現象がもちこまれたというのではなく、当初からかなりあからさまに、学業成績の相対比較と競争による教育を持ち込もうとした「学力調査」が存在した、といった諸点である。

序で掲げた本研究全体の課題の多くは残されている。次稿以降で検討することとしたい。

註

- 1) 久保舜一『算数学力：学力低下とその実験』東京大学出版会、1952。日本教育学会学力調査委員会『中学生徒の基礎学力』東京大学出版会、1954。日本教職員組合学力調査委員会『国語の学力調査』大日本図書、1955、同『算数・数学の学力調査』大日本図書、1955。
- 2) 天野正輝「明治末・大正期における指導『個別化』の歴史的背景 —能力別学級編成を中心にして—」『東北大学教育学部研究年報』27、1979、山根俊喜「明治末～大正初期における個性教育論の諸相」稲葉宏雄編著『教育方法学の再構築』あゆみ出版、1995、など参照。
- 3) 課程主義と年齢主義(年数主義)、修得主義と履修主義については、山根俊喜「課程主義と年齢主義」日本教育方法学会編『現代教育方法学事典』図書文化、2004、p.199、参照。
- 4) 天野、前掲、及び天野正輝『教育評価史研究 —教育実践における評価論の系譜—』東信堂、1993、とくに第3章3。
- 5) 『明治以降教育制度発達史』第3巻、1938、p.105。
- 6) 「尋常小学校卒業試験成績報告」『官報』5184、1900年10月10日、pp.170-172、5185、1900年10月11日、pp.189-191、5186、1900年10月12日、pp.209-210。
- 7) 1900年頃から地方で壮丁の学力調査が始まっていくが、このことと何らかの関わりがあると思われる。
- 8) (彙報)『神奈川県教育会雑誌』21、1901年11月、pp.31-35。
- 9) 「小学校試問成績表」『神奈川県教育会雑誌』19、1901年5月、pp.62-64。
- 10) 「郡視学会記事」『神奈川県教育会雑誌』34、1905年3月、pp.95-100。
- 11) 『香川新報』1903年11月20日、21日、「香川県管内ニ於ケル小学校算術科及国語科綴り方ノ成績ニ就キテ」『神奈川県教育会雑誌』31、1904年4月。既述した1904年11月の神奈川県郡視学会における動向は、この香川県の動向に刺激を受けた可能性がある。
- 12) 「算術科に対する児童の観察力試験」『防長教育』36、1904年9月、p.8。

- 13) 「小学校児童学業成績調査」『官報』6644, 1905年8月22日, pp.719-723。
- 14) 「<訪問>沢柳普通学務局長」『教育時論』719, 1905年4月5日, p.28。
- 15) なぜこの様な方法が採られたのか不明だが、「小学校教則大綱」の文部省説明(1891(明治24)年)において、試験による競争を批判して、学制期以来の「比較試験」を事実上禁止し、また試験における100点法を批判して、比較の意味をもたない評語を使用するか、点数を使用する場合でもなるべく「簡単」な点数を使用するように求めていることと関係があると思われる。文部省は、地方における独自の学力調査を奨励することになるが、平均値等による学校・学級・個人間の安易な比較が横行すれば、自らが否定した「比較試験」や競争による教育を復活させることになるからである。
- 16) 文部省「自明治三十年至大正十二年 文部省例規類纂」1924(『文部省例規類纂 第三卷』大空社1987) pp.508-509。なお、文部省は同年の12月23日、普通学務局長から地方長官あて「壮丁教育調査実行並報告方」(巳省普33号)を通牒している。ここでは、各府県で行われている壮丁教育調査について、小学校の教育効果を知ることが主要な目的とすることとし、また、これまで調査の方法が府県によって区々であるため全国統計が作れなかったという欠点を是正するため、教育程度種別と成績評価基準を示している。こうした措置は、この「小学校教育ノ内容改善督励方」通牒の趣旨と一連のものとして捉えることができよう。
- 17) 「小学校成績調査概況」『東京教育雑誌』194, 1906年2月, 参照。
- 18) 「小学校児童学業成績調査」『上野教育会雑誌』220, 1906年2月, 参照。
- 19) 「勢多郡長の訓示」『上野教育会雑誌』222, 1906年4月, 参照。
- 20) 千葉県『千葉県統計書 第三卷 学事の部』1905年度, 参照。なお、千葉県の特色は、壮丁教育調査とこの在学学生に対する学力調査が一体のものとして捉えられている点である。
- 21) 京都府『京都府統計書』各年, 京都府告示第20号「小学校児童学業成績調査法」『京都府公報』768, 1906年1月19日(1914年12月1日廃止), 京都府内務部学務課『第六回管内小学校児童学業成績調査報告』1912, 京都府内務部学務課『第七回管内小学校児童学業成績調査報告』1913。
- 22) 『秋田県報』号外, 1910年2月11日。
- 23) 「学力比較考査成績」『秋田県報』2671, 1912年3月19日。
- 24) たとえば、河辺郡「学力比較考査細則」(「明治四十三年以降 河辺郡諸達 文書係」(秋田県公文書館蔵)所収)。
- 25) 1911年4月の秋田県令第48号「教育奨励規程」の第一条で、比較考査の成績が特に優秀な者に賞品を授与することが規定されている。
- 26) 「明治四十二年一月ヨリ四十三年十月マテ内務部教兵課事務簿」(秋田県公文書館蔵)。
- 27) たとえば、「秋田県教育会総会議事録(二)」『秋田県教育会雑誌』214, 1909年7月, 参照。
- 28) 「児童学力調査に関する郡役所報告一件 学務課(明治44年3月)」(大分県公文書館蔵), 『大分県統計書』1910年度, 参照。
- 29) 「所謂比較試験」『京都教育』285, 1916年3月, p.10。

(付記) 本稿は、科学研究費補助金(基盤研究(c), 2006-08, 課題番号18530608, 研究代表者:山根俊喜「戦前日本の学力調査・個性調査と教育評価—履修主義と修得主義の相克—」)による研究成果の一部である。

(2010年5月24日受付, 2010年5月26日受理)